2026年期　第４回課題研究テーマ（東京実務補習所）

１班～9班

テーマ	我が国では、一定規模以上のプライム市場上場会社に対し、サステナビリティ基準委員会が策定したサステナビリティ開示基準（以下「SSBJ 基準」という。）に準拠した有価証券報告書での制度開示が段階的に義務付けられ、さらに、開示基準の適用開始時期の翌年から第三者保証が義務付けられることとなっている。 このような中、キリンホールディングス株式会社及び株式会社みずほフィナンシャルグループは、義務化に先立ち、SSBJ 基準に準拠したサステナビリティ情報の開示を早期に実施している。 これらの状況を踏まえ、以下について論述しなさい。 ① 我が国におけるサステナビリティ情報の制度開示及び制度保証の概要と、その導入目的を簡潔に述べなさい。 ② キリンホールディングス株式会社及び株式会社みずほフィナンシャルグループの早期適用事例を比較し、両社の開示に共通する点及び異なる点を分析しなさい。 ③ 制度開示及び制度保証の義務化に向けて、企業が準備すべき事項と、公認会計士に期待される役割について、あなたの考えを述べなさい。